自転車通勤時の
通勤手当ルール保存版

Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

自転車通勤時の通勤手当ルール保存版

自転車通勤の基本ルールと手当の仕組み

■ 自転車通勤の導入と就業規則

自転車通勤の可否や手当の支給条件は、法律ではなく各社の「就業規則」によって定められます。

- **支給の義務：** 法律上の支給義務はありませんが、多くの会社が福利厚生として独自に定めています。
- **事前の届出：** 申請なしの通勤手段変更は、不正受給や事故時のトラブルを招くため、事前申請を必須とする運用が一般的です。

■ 通勤手当の決め方

自転車通勤の場合、距離に応じた支給方法が一般的です。

支給方法の例	具体的な内容
距離比例	1kmあたり100円を支給
段階的定額	5kmまでは月額2,000円など
支給なし	2km未満は一律で支給対象外とする

© MoneyForward, Inc.

自転車通勤時の通勤手当ルール保存版

■ 非課税限度額（所得税のルール）

自転車通勤の手当は、通勤距離に応じて非課税限度額が定められています。なお、片道の通勤距離が2km未満の場合は全額が課税対象です。

片道の通勤距離（一部の例）	非課税限度額（月額）
2km以上 10km未満	4,200円
10km以上 15km未満	7,300円

未申請・不適切な通勤に伴うリスク

■ 通勤手当の不正受給リスク

電車通勤として定期代相当の通勤手当を受け取りながら、実際には自転車で通勤している場合、通勤手当を不当に受け取っていると判断されます。

- **対応：** 不正を防ぐため、通勤手段変更時の申請フローを明確にし、就業規則に罰則規定を設けることが重要です。
- **管理：** 申請内容と実態が一致しているか、定期的な確認が必要です。

© MoneyForward, Inc.

自転車通勤時の通勤手当ルール保存版

■ 労災保険が適用されない可能性

会社に申請した通勤経路と異なるルートで事故に遭った場合、労災保険（通勤災害）が適用されない恐れがあります。

- **合理的な経路：** 労災は「合理的な通勤経路」での事故が対象です。私用のための逸脱や、届出と大きく異なるルートは対象外となる場合があります。

安全な運用に向けた実務と規則

■ 自転車通勤規則の作成

安全を守り、企業の責任範囲を明確にするため、以下の項目を含む規則を作成します。

- **保険加入の義務化：** 自転車保険（個人賠償責任保険等）への加入を必須条件とします。
- **安全装備：** ヘルメットの着用を義務付けることで、事故時の重大な負傷リスクを軽減します。
- **車両整備：** ブレーキやライトの整備状態が良好であることを条件に含めます。
- **駐輪に関するルール：**違法駐輪を防止するため駐輪場所を指定し、市区町村などが設置する駐輪場を利用する場合はその使用料の負担方法を定めます。

© MoneyForward, Inc.

自転車通勤時の通勤手当ルール保存版

■ ルール違反への対応

安全ルールを守らない従業員に対しては、段階的な対応を定めておきます。

違反の段階	会社側の対応措置
第1段階	口頭による厳重注意・指導
第2段階	書面による改善警告
第3段階	改善されない場合の自転車通勤禁止

© MoneyForward, Inc.